

## 北海道博物館協会表彰規定

### 〔総 則〕

第 1 条 この規定は、北海道博物館協会（以下「道博協」という）が行う表彰に関する基本的事項を定めることを目的とする。

### 〔表彰をうけることができるもの〕

第 2 条 道博協は次の事項の一に該当するものに対し表彰を行う。

1. 道博協および各館園の事業に対し顕著な功績のあったもの。
2. 前記のほか、特に表彰が適当と認められるもの。

第 3 条 表彰は表彰状、記念品の授与をもって行うものとする。

第 4 条 この規定に定めるところにより、表彰をうけるものが表彰前に死亡したときは、その表彰状および記念品はその遺族に授与する。

### 〔表彰の時期〕

第 5 条 表彰は毎年の大会時に行う。ただし、特に必要があると認められるときは、そのつど行うことができる。

### 〔表彰者の推薦〕

第 6 条 表彰者の推薦は次によるものとする。

1. 表彰者の推薦は各館園の長、道博協会長、副会長及び理事、各地域連絡協議会の長が行う。
2. 表彰者を推薦しようとするときは、表彰候補者申請書（別紙様式）を添え、期限までに事務局へ提出するものとする。

### 〔表彰者の選考〕

第 7 条 表彰をうけるものの選考は役員会が行う。

### 〔その他〕

第 8 条 この規定で定めるもののほか必要な事項は役員会の議を経て会長が定める。

### 附 則

この規定は平成 3 年 4 月 10 日から施行する。

令和 5 年 7 月 13 日 一部改正

## 北海道博物館協会表彰規定細則

1. 北海道博物館協会表彰規定（以下「規定」という）第 8 条に基づき表彰に関する必要な事項を定める。
2. 表彰の対象となる「もの」とは、個人・団体・法人又は館園をいう。
3. 規定 2 条 1 項の館園の事業とは、次のことをいう。
  - 1) 協会又は館園の管理運営に関すること。
  - 2) 博物館等施設における資料の収集、保管、調査研究、展示、教育普及活動等の事業に関すること。
  - 3) 博物館活動の啓発及び実践に関すること。\*なお、2) については資料の寄贈者、3) についてはボランティア活動を含むものとする。
4. 規定第 2 条 1 及び 2 項に基づく表彰者は会員（加入館園）以外についても適用する。
5. 規定第 4 条の故人に対する表彰は、その期間を死亡時から 2 年間とする。
6. 表彰はすべて表彰名簿に登録し永久に保存する。
7. 表彰の実施にあたり、表彰を行う大会に出席する表彰者のうち希望するものには北海道博物館協会が旅費を支給する。ただし、旅費の支給は、表彰者一件につき 1 名までとする。
8. 旅費の支給額は、事務局をおく施設において適用される規定による。

令和 5 年 7 月 13 日 一部改正